

出産子育て応援給付金支給事業

(国の出産・子育て応援交付金による事業)



【事業概要】

すべての妊産婦さんが、安心して出産、子育てができるよう、継続的な「伴走型相談支援」と出産育児用品の購入等の経済的負担の軽減を図る「経済的支援」を一体的に実施します。

【事業開始日】 令和5年3月1日

【対象者】・京丹後市に住民票がある方 ・令和4年4月1日以降に出産された方
・これから出産する方、妊娠届を提出される方

～伴走型相談支援～

保健師・助産師等が面談を実施、妊婦さんや子育て家庭の相談に応じます。

- ① 妊娠届出時
- ② 妊娠8か月頃(希望者)
- ③ 新生児訪問時

面談を通して必要な手続きやサービス、妊娠中や育児の不安への相談を行います。

～経済的支援～

- ① 出産応援給付金
妊娠1回につき5万円
- ② 子育て応援給付金
対象児童1人につき5万円

妊娠届け出時に面談を受けた妊婦の方、
出産後赤ちゃん訪問時に面談を受けた児童を
養育する方に給付金を支給します。



※妊娠届出時の面談後、流産又は死産等、および出産後にお子さまをなくされた方も支給対象になります。

妊娠期

出産

産後

妊娠届出時

母子手帳交付時に
保健師等と面談・
アンケート実施



5万円

妊娠8か月頃

対象者全員にアンケート送付
希望者に対して保健師・助産師
が面談実施

事業開始日
3月1日
↓

出生後

生後約1か月以内に
保健師等が訪問して
面談・アンケート実施



5万円

	R4.4～R5.2月 (出産済)	R5.2～3月 (出産予定日)	R5.4月以降 (出産予定)	R5.4以降 (出産予定)
妊娠届出 0			2月28日までに届出 B 5万円 (アンケート後)	3月1日以降に届出 5万円 (面談後)
出生届出 1	A 10万円 (アンケート後)	3月1日以降に届出 10万円 (訪問・面談後)	5万円 (訪問・面談後)	5万円 (訪問・面談後)

※A、Bの方はR5.3月上旬に個別案内を送付させていただいています。その他の対象は順次面談等を実施しながら個別にご案内します。

◆給付金に関する相談:京丹後市子育て支援課 69-0370

◆妊娠子育てに関する相談:はぐはぐ 69-0135

京丹後市峰山町杉谷 691 番地 峰山総合福祉センター1階(健幸館)